

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会

平成24年度 11月分 受付状況ご通知(月報)

拝啓、初冬の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、11月締めの受付台数は12,327台で本年度累計は91,179台、前年度同月比101.6%、前年度累計比98.6%となりました。
つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 特定行政庁の指導事項について

①兵庫県及び県内の特定行政庁12市(神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市、高砂市)、奈良県及び奈良県内の特定行政庁3市(奈良市、橿原市、生駒市)、和歌山県及び和歌山県内の特定行政庁(和歌山市)より、既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置及びエレベーター安全装置設置済マークの表示についての指導がありました。

既存のエレベーターについては、戸開走行保護装置の設置を行うことが望ましい。また、すでに当該装置を設置している場合については、安全装置設置済マークの表示を行うことが望ましい。なお、当該装置等安全装置の設置に当たっては、民間事業者向けの国庫補助制度(既設昇降機安全確保緊急促進事業)を活用できる場合があることを合わせて申し添える。国庫補助制度の詳細については各エレベーターメーカーに問い合わせいただきたい。とのことです。

②京都市より、エレベーター安全装置の設置済みマークの運用について、既設のエレベーターに戸開走行保護装置及び地震時等管制運転装置を設置後次回の報告までに「設置済みマーク」を希望する場合は改善完了届書(3部)及び施工図・写真を添付するようとの指導がありました。

以上、周知方よろしくお願い致します。

2. 建築基準法施行令第129条の11(適用の除外)について

令第129条の11(適用の除外)の適用を受けるエレベーターは検査の対象外となります。

(1) 令第129条の8第2項第二号、令第129条の10第3項第一号(戸開走行保護装置の義務付けの規定)

適用の除外に該当するものは、荷物用エレベーター(自動車運搬用を除く)で次の要件を全て満たしたものです。ただし、設置当初は要件を満たしていたとしても、その後の利用状況の変化、特定人の状況、表示の状況、特定人以外が使用できない措置に問題がある場合は、適用の除外として扱えません。

1) 倉庫及び工場の用途に供されている建築物に設置されたものであって、一般利用者が立ち入らない環境が確保されているもの。

2) 予め運転者として指定された特定人以外の者が、使用することができない旨を明示した標識がかご内及び乗場の見やすい場所に掲示されているもの。

3) 予め運転者として指定された特定人以外の者が使用することができないよう、運転鍵や磁気カード等を設けるといった措置が講じられたものであるもの。

尚、詳細については、定期検査業務基準書 2010年版 P 202、203 を一読下さい。

3. 年末年始の業務について

本年度の年末受付は、12月26日(水)までとさせていただきますのでご了承ください。又、年内業務は12月28日(金)の午前中とさせていただきます、新年については1月7日(月)より通常業務と致します。

以上